

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和元年十月四日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	佐野勝正
埼玉県監査委員	高橋政雄
埼玉県監査委員	新井一徳

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県土整備部	越谷県土整備事務所	令和元年6月28日 (第16号)	<p>平成29年8月に締結した「社会資本整備総合交付金(改築)整備工事[基盤創造](用地取得あっせん業務委託)」の協定において、次の点で不適切であった。</p> <p>1 業務が協定の履行期限内に完了していないにもかかわらず、履行期限の延長などの必要な手続を行っていなかった。</p> <p>2 履行期限経過後、成果品の補正に不測の日数を要した上、補正完了後の完了検査も2か月あまり遅延した。</p>	<p>再発防止に向けて以下の取組を行った。</p> <p>1 職員の意識改革 監査結果を職員に周知するとともに、所内研修を行い適正な契約事務の実施について職員に徹底した。また、担当職員を県土整備部・都市整備部合同財務研修に参加させ、財務事務の基本を再度確認させた。</p> <p>2 再発防止対策 業務委託契約の進行管理を的確に行うため、業務委託契約ごとに、設計及び入札・契約から履行検査、支払までの一連の手続きの進行状況を用地部内で相互に共有・確認できる「契約進行管理表」を新たに整備した。 また、受託者の埼玉県土地開発公社と情報共有を密にし、業務委託の進行管理を適切に行うこととした。 さらに、県土整備部では「埼玉県土地開発公社あっせん業務委託に係る標準協定書の一部改正」を行い、県と公社の委託範囲を明確化し、再発防止に努めた。</p>
警察本部	警察学校	令和元年6月28日 (第16号)	<p>平成29年度の「警察学校空調機器保守管理業務委託」について、契約相手方から業務の再委託は行わないとの報告を受けていたが、四半期ごとの業務完了報告書には再委託の事実が確認できる書類が添付されており、契約で定めている承諾手続を行っていなかったことは、不適切であった。</p>	<p>業者から提出された点検報告書は、事務担当者、経理員、決裁ルート of 職員等複数の者が、必ず契約書と照合し、契約書に沿って履行されているかを確認する。</p> <p>また、警察本部内全ての財務執行所属に対し、誤りの内容、原因及び再発防止策について通知し、再発防止を徹底した。</p>

警察本部	大宮西警察署	令和元年6月28日 (第16号)	平成30年度の「一般廃棄物処理業務委託契約」について、業務内容の追加を目的とする変更契約を締結した際、当初契約の別紙支払内訳書と仕様書の業務内容を変更したが、契約書第6条に規定する契約金額及び年度別支払内訳を変更しなかったことは、不適切であった。	経理員の職責について、経理員研修のテキスト等を使用して改めて自覚させるとともに、事務担当者、経理員、決裁ルート of 職員等複数の者が、「契約事務チェックリスト」による厳格な審査を徹底する。併せて、変更契約を締結する際は、必ず原契約書と変更契約書を比較し、変更箇所に漏れがないかを確認する。  また、警察本部内全ての財務執行所属に対し、誤りの内容、原因及び再発防止策について通知し、再発防止を徹底した。
------	--------	---------------------	---	---